

平成26年度における「内閣法制局特定事業主行動計画一次世代育成支援プラン」に基づく措置の実施状況の公表について

平成28年3月23日

内閣法制局

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第5項に基づき、「内閣法制局特定事業主行動計画一次世代育成支援プラン」による措置の実施状況について、以下のとおり公表します。

1. 目標に対する実績

(1)子どもが出生した男子職員1人当たりの休暇の取得日数を前年度より増加させる。

|                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| 平成26年度中に子どもが出生した男子職員1人当たりの休暇取得日数 | 平成25年度実績 |
| 17.3日                            | 16.0日    |

(2)未就学児養育職員1人当たりの休暇の取得日数を前年度より増加させる。

|                       |          |
|-----------------------|----------|
| 未就学児養育職員1人当たりの休暇の取得日数 | 平成25年度実績 |
| 17.9日                 | 24.2日    |

2. その他の取組事項

子どもが出生した男子職員に対して、出産・育児に係る休暇等の制度について説明した。